

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第330号)

令和8年1月26日

横 情 審 答 申 第 3300 号

令 和 8 年 1 月 26 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年8月8日港南生支第972号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日1から特定年月日2までの生活保護ケース記録及び記録を補足する資料、神奈川区から移管されたケース記録の写し」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定年月日1から特定年月日2までの生活保護ケース記録及び記録を補足する資料、神奈川区から移管されたケース記録の写し」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表2に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年7月5日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号、第3号及び第7号柱書に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 法第78条第1項第2号の該当性について

審査請求人以外の個人の氏名及び電話番号に関する情報並びに審査請求人以外の個人と実施機関との間で行ったやり取りに関する内容については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。

(2) 法第78条第1項第3号の該当性について

関係機関から提供された情報及び協議内容は、港南区福祉保健センターが関係機関との信頼関係の下、第三者には開示しないことを条件に得た情報のため、本号に該当し、不開示とした。

(3) 法第78条第1項第7号の該当性について

関係機関から提供された情報及び協議内容は、実施機関が生活保護事務を進める中で、関係機関から協力を得て収集した情報や必要に応じて関係機関と調整した経過が記載されており、関係機関としてはその内容が審査請求人に開示されると想定していない。このような情報を開示すると、今後、関係機関の協力が得られなくなるなど生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、

本号柱書に該当し、不開示とした。

また、審査請求人に対する評価・判定、審査請求人の世帯の訪問格付、支援に対する所見及び協議内容については、その内容が審査請求人の認識と異なる可能性があり、このような情報を開示すると、実施機関に対して不信感や不満を抱くなど、実施機関との信頼関係が損なわれ、指導や助言を受け入れなくなることも想定され、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号柱書に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 対象文書を全て開示するよう求める。
- (2) 個人情報の開示請求の申請をした際、実施機関の職員から、第三者の情報以外は黒塗りにならないと聞いていたが、実際は第三者の情報以外も黒塗りにされている箇所があった。全ての情報に事実の誤りがないことを確認しておきたい。
- (3) 不開示に該当する部分が、どの項目に当たっているのか判断できない。
- (4) 審査請求人以外の氏名及び電話番号に関する情報については、ケース記録を見ると、審査請求人以外の個人の氏名及び電話番号が全て不開示になっているわけではなく、本項目に関する説明が不足しているため、不開示の対象を明確にすべきである。
- (5) 審査請求人に対する評価・判定、審査請求人の世帯の訪問格付、支援に対する所見及び協議内容については、実施機関の職員の審査請求人に対する評価であり、審査請求人の認識と違った場合、不快になることを懸念し、不開示の判断をしたとの説明を受けたが、既に審査請求人と実施機関の職員との間に信頼関係はない。何より職員が「記憶・記録がない」と発言した実例が、しっかりケース記録に記載されているものが多数あったため、審査請求人に見られて困るものを見たのではないかと不信感が増した。
- (6) 関係機関から提供された情報及び協議内容については、ケース記録の確認を怠った状態で本項目の不開示が行われており、審査請求人が同席していることが事実であれば対応するとの発言があったにもかかわらず不開示である。

5 審査会の判断

(1) 生活保護に係る事務について

横浜市では、生活保護に係る申請を受けると、福祉保健センター長が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、申請の内容及び世帯の要保護性について、実態を把握するための調査を行い、生活保護の要否の決定を行う。生活保護の決定後は、被保護者の自立の助長を図るため、被保護者の世帯状況及び生活状況を把握し、必要に応じた支援を行う。

福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて生活保護ケースファイルを作成する。そこには、ケース記録等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人に係る生活保護ケースファイルのうち、特定年月日1から特定年月日2までに港南区福祉保健センター生活支援課で作成されたケース記録及び特定年月日3までに神奈川区福祉保健センター生活支援課で作成され、港南区福祉保健センターに移管されたケース記録である。ケース記録は、保護申請受理確認票、相談記録票、面接記録票、開始記録票、援助方針シート（基準改定シート）、ケース記録票等で構成されている。

当審査会は、実施機関が不開示とした部分を見分した上で、別表1のとおり不開示情報1から不開示情報6までに分類し、それぞれの法第78条第1項第2号、第3号及び第7号の該当性について判断する。

(3) 法第78条第1項第2号の該当性について

ア 法第78条第1項第2号では、「開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ハ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職

及び当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示情報と規定している。

イ 不開示情報1には、面接を行った実施機関の職員の氏が記載されている。当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。当該職員は会計年度任用職員であり、その氏は横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書イに該当しない。また、公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報でもないから本号ただし書ハに該当せず、本号ただし書ロにも該当しない。

ウ 不開示情報2には、審査請求人の居住地区を担当する民生委員の氏名及び電話番号が記載されている。民生委員は、担当区域の住民に係る生活及び福祉全般に関する相談、援助等の活動をする非常勤特別職の公務員である。民生委員の氏名及び電話番号は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

次に、本号ただし書について検討する。実施機関に確認したところ、港南区においては、民生委員に相談を希望する者に対して、事前に相談を希望する理由を確認し、民生委員が対応できるものであるときは民生委員にその旨を伝え、当該民生委員が了承した場合に限り、その氏名及び電話番号を伝えており、本件では審査請求人に伝えていないことである。よって、上記民生委員の氏名及び電話番号は、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書イに該当しない。また、本号ただし書ロ及びハにも該当しない。

ただし、別表2に掲げる部分については、資産台帳及び他法台帳の様式の一部であり、審査請求人以外の個人に関する情報とは認められず、本号に該当しない。

エ 不開示情報3には、法人の担当者の氏、所属する法人名、発言内容等が記載されている。

このうち、法人の担当者の氏及び所属する法人名は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。また、法人の担当者の発言内容等については、公にされることを前提としないで聞き取った審査請求人以外の個人の考え方や感情などの内心の情報等であって、特

定の個人を識別できないとしても、これを開示することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本号本文に該当し、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

オ 不開示情報4には、郵便局の職員の氏が記載されている。当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(4) 法第78条第1項第7号の該当性について

ア 法第78条第1項第7号柱書では、「・・・地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

イ 不開示情報5には、実施機関が生活保護事務を進める中で、関係機関から協力を得て収集した情報、必要に応じて関係機関と調整した経過等が記載されている。

このうち別表2に掲げる部分は、病状調査記録票（外来用）の様式の一部、医療機関の診療科目名、参照すべき文書を示す記載等にすぎず、開示することにより、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当しない。

その余の部分については、関係機関としてはそれが審査請求人に開示されるとは想定していないと考えられるので、開示した場合には、今後、その協力が得られなくなるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

なお、審査請求人は、特定の記録について、審査請求人も同席していたため不開示にする理由がないと主張していると解されるが、仮に審査請求人が同席していたとしても、その内容が審査請求人の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、当該記録についても、上記のとおり、別表2に掲げる部分は本号柱書に該当しないが、その余の部分は本号柱書に該当する。

ウ 不開示情報6には、担当ケースワーカー等の審査請求人に対する評価・判定、

審査請求人の世帯の訪問格付、支援に対する所見及び協議内容が記載されている。

このうち別表2に掲げる部分は、開始記録票等の様式の一部であり、開示したとしても生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当しない。

その余の部分については、審査請求人に対する評価等に関する情報であって、その内容が審査請求人の認識と異なる場合には、信頼関係が損なわれて適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

(5) 法第78条第1項第3号の該当性について

ア 法第78条第1項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を不開示情報と規定している。

イ 不開示情報5のうち別表2に掲げる部分については、病状調査記録票（外来用）の様式の一部、医療機関の診療科目名、参照すべき文書を示す記載等にすぎず、実施機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものは認められないため、本号に該当しない。

その余の部分については、上記(4)のとおりであるから、本号について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(6) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表2に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 斎藤宙也

別表1 不開示情報

不開示情報	実施機関が不開示とした部分	不開示条項
不開示情報1	会計年度任用職員の氏	法第78条第1項第2号
不開示情報2	民生委員の氏名及び電話番号	法第78条第1項第2号
不開示情報3	法人の担当者の氏、所属する法人名、発言内容等	法第78条第1項第2号
不開示情報4	郵便局の職員の氏	法第78条第1項第2号
不開示情報5	関係機関から提供された情報及び協議内容	法第78条第1項第3号及び第7号
不開示情報6	審査請求人に対する評価・判定、審査請求人の世帯の訪問格付、支援に対する所見及び協議内容	法第78条第1項第7号

別表2 実施機関が不開示とした部分のうち開示すべき部分

不開示情報	開示すべき部分
不開示情報2	資産台帳（1）及び他法台帳（1）（入力日が「R2.02.04」の他法台帳（1）を除く。） 「地区民生委員」欄の不開示部分2行目1文字目から3文字目まで
不開示情報5	調査年月日が平成30年1月11日付の病状調査記録票（外来用） 不開示部分1行目の全て、2行目の記号及び数字、3行目の記号及び数字、4行目から8行目までの全て、13行目、14行目、16行目、18行目、22行目及び24行目の全て、28行目1文字目から20文字目まで、29行目1文字目から7文字目まで 港南区福祉保健センター作成の面接記録票（2） 不開示部分1行目1文字目から4文字目まで ケース記録票 令和元年7月30日付の記録 不開示部分1行目の全て、実施機関の職員の個人印の印影 調査年月日が令和元年7月30日付の病状調査記録票（外来用） 不開示部分1行目の全て、2行目の記号及び数字、3行目の記号及び数字、4行目の全て、10行目1文字目から5文字目まで、11行目1文字目から12文字目まで、13行目、15行目、19行目及び21行目の全て、22行目1文字目から7文字目まで 令和2年度 援助方針シート 不開示部分2行目1文字目から3文字目まで 令和3年度 援助方針シート 不開示部分2行目1文字目から3文字目まで 令和4年度 援助方針シート 不開示部分2行目1文字目から3文字目まで 令和5年度 援助方針シート 不開示部分2行目1文字目から3文字目まで

	令和6年度 援助方針シート 不開示部分 2行目 1文字目から3文字目まで
不開示情報 6	神奈川区福祉保健センター作成の開始記録票16頁 不開示部分 1行目 9文字目及び10文字目
	平成30年度 基準改定シート 不開示部分 2行目 2文字目から5文字目まで、11文字目から13文字目まで
	令和3年度 援助方針シート 不開示部分 3行目 5文字目
	令和6年度 援助方針シート 不開示部分 3行目 6文字目

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数える。罫線及び空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 8 月 8 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 8 月 19 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 6 年 8 月 20 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 11 月 28 日 (第463回第二部会)	・審議
令 和 7 年 12 月 22 日 (第464回第二部会)	・審議